

NPO 活動推進自治体フォーラム 島根大会

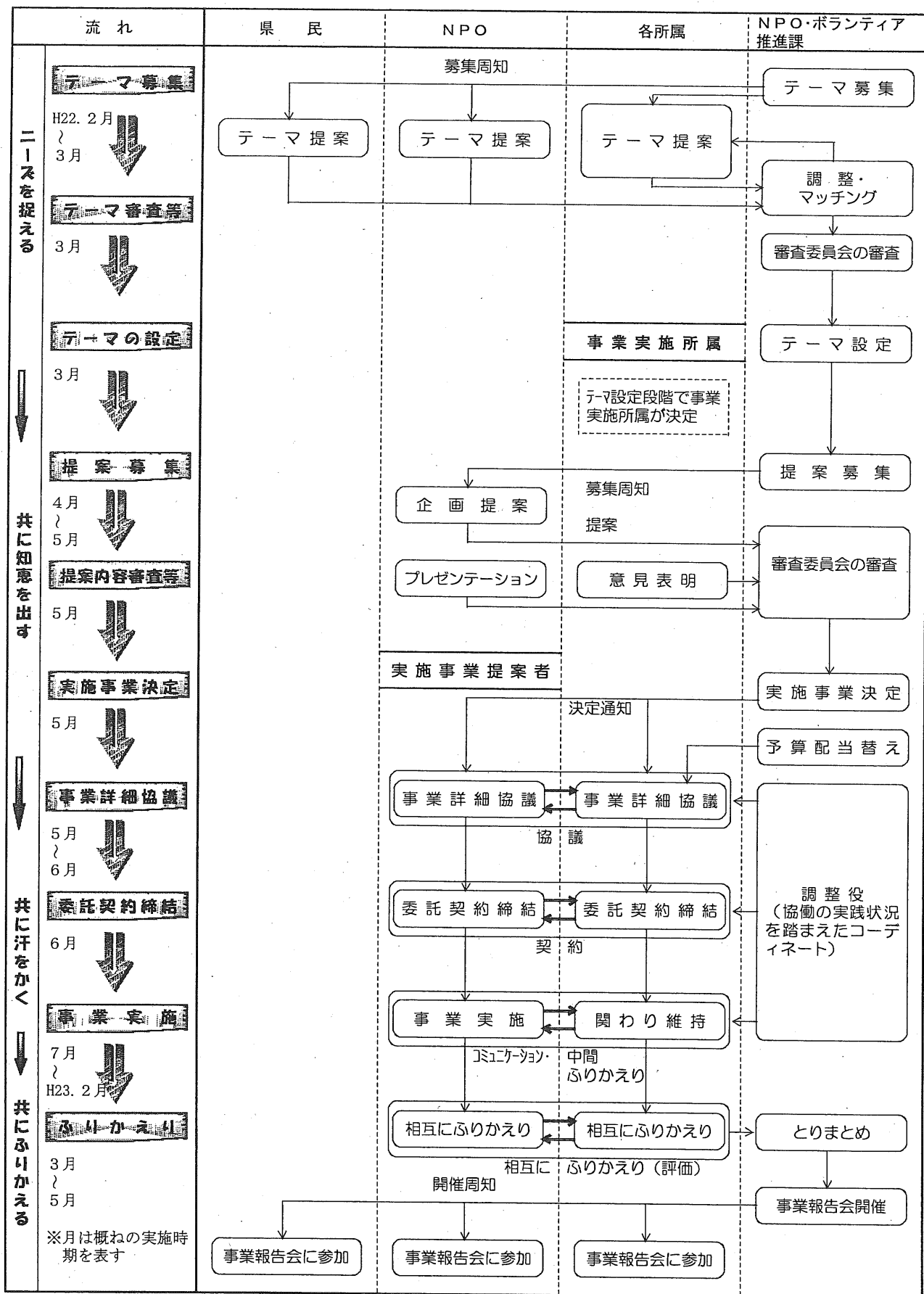
第 4 分科会

# 事例報告資料

事例報告資料 事例一覽

自治体名称	群馬県 NPO協働提案パイロット事業	三重県 NPOからの協働事業提案	静岡県 市民活動協働市場
目的	NPOと県がそれぞれの特性を活かして協力・連携し、地域の課題を解決していくことで「協働」をモデル的に実践し、県の施策に協働の考え方を手順を浸透させるとともに、より効果的・効果的な質の高い公共サービスの提供を目指す。	NPO(ボランティア・市民活動団体等)が自ら企画した協働事業を県に提案し、それを受けてNPOと県関係所属が対等な立場で議論・検討するプロセスを経た上で、協働事業を企画・実施することにより、NPOと行政が適切な役割分担のもと、真のパートナーシップによる協働を推進していくことを目的とする。	市民活動団体と市が相互に提案し合い、協働事業を創出する場を設けることによって、社会的な課題のより効果的な解決を目指す。分野やテーマ、期間、予算などをあらかじめ限定せず、自由な発想に基づき提案し合う仕組みとして設置している。
予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>単年度型(選考と事業実施を同年度内に行う)</li> <li>選考前に予算要求</li> <li>NPO担当課が要求、事業担当課が執行</li> <li>上限額あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数年度型(選考の翌年度に事業実施する)</li> <li>選考後に予算要求</li> <li>事業担当課が要求・執行</li> <li>上限額なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>随時型(随時、提案を受け付ける)</li> <li>選考後に予算要求</li> <li>事業担当課が要求・執行</li> <li>上限額なし</li> </ul>
制度設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>自由テーマ型</li> <li>指定テーマ型(課題提示型)</li> <li>事業開始に向けた協議を義務付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自由テーマ型</li> <li>指定テーマ型(課題提示型)</li> <li>事業開始に向けた協議を義務付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自由テーマ型</li> <li>指定テーマ型(課題提示型)</li> <li>制度での義務付けはしていないが、事前協議・意見交換等の機会有り</li> </ul>
選考	<ul style="list-style-type: none"> <li>書類+プレゼン</li> <li>公募外部委員+行政指名外部委員</li> <li>選考委員、選考項目を公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>書類+プレゼン</li> <li>公募外部委員+行政指名外部委員</li> <li>選考項目、選考理由を公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>書類(必要に応じてヒアリング)</li> <li>選考機関を設置しない</li> <li>選考項目、選考理由を公開</li> </ul>
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロセス評価+成果評価</li> <li>自己評価・相互評価</li> <li>公開の事業報告会により成果や評価を報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロセス評価+成果評価</li> <li>自己評価・外部評価</li> <li>県ホームページに成果や評価を掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価の仕組み、制度は特に設けていない。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>【制度改善】</li> <li>企画提案の募集期間を早めた</li> <li>5月1日～ 6月2日</li> <li>⇒3月19日～4月20日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【制度改善】</li> <li>事業検討する経費の予算化</li> <li>翌年度予算に反映しやすいよう時期を変更</li> <li>話し合いをサポートする協働サポーター委員を任命</li> <li>審査会の場で、関係部署の意見陳述と提案者の応答時間を設定</li> <li>事業提案とは別に、課題共有を旨とした研究提案の募集枠を新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【他の提案制度】</li> <li>選考前にNPO担当課が予算要求する単年度型の制度として「協働パイロット事業」を並行して実施している。</li> </ul>

平成22年度 NPO協働提案パイロット事業スケジュール



## NPO協働提案パイロット事業 これまでの実施テーマ

## &lt;平成22年度&gt;

1	テ — マ	子どもを中心にした地域ネットワークの再生
	事業実施所属	少子化対策・青少年課 / 磯部南京玉すだれ愛好会
	テーマ概要 (背景・課題)	少子化は我が国が直面する最も大きな問題の一つであり、本県でも現在5年で約1割のペースで出生数低下が進んでいる。 子どもは地域ネットワークの媒介に重要な役割を果たしているため、年少人口の減少は地域力の低下に与える影響(一体感の喪失、伝統文化の途絶、子育てに関わるインフラの喪失等)が大きい。 少子化対策としては、これまで実施してきた保育、ワークライフバランスの確保などの個人を対象とした施策とともに、地域力の維持・回復という視点から、地域の様々な人たちが子育てに関われる場を創出することが必要である。
	NPOに期待される取組	・孤立しがちな子育て中の親子を地域とつなぐ場(相談や遊びの機能)の設置。 ・地域の高齢者など多様な人たちが子育てに関われるようにするための仕組みづくり。 ・取組内容に関する情報発信。
2	テ — マ	まちなか生活不便者へのサポート
	事業実施所属	商政課 / 特定非営利活動法人まえばし市民活動支援センター
	テーマ概要 (背景・課題)	商業施設の郊外移転などにより中心市街地の空洞化が進み、そうした地域で暮らす高齢者、障害者などマイカーを使わない住民にとって買い物など日常生活に支障が出ている。 そうした「買い物難民」とも言われる住民の日常生活について、NPOと行政が協力して支援を行う。
	NPOに期待される取組	関係機関と連携して、支援(手助け)を必要とするまちなか住民へのサポート。例えば、関係機関と連携して支援する仕組みづくりを行う、日常的な買い物の代行を実証実験的に行う、など。 ※ 介護保険が適用される人への介護サービスは除く。

## &lt;平成21年度&gt;

1	テ — マ名	自殺を防ぐための地域における心の健康相談体制の充実
	事業実施所属	利根沼田保健福祉事務所(保健課) / 特定非営利活動法人こころの応援団
	テーマ概要 (背景・課題)	現代はストレス社会で、誰もが心の健康を損なう可能性があり、特に自殺は11年連続して3万人を超える高い水準で推移している。 世界保健機関が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」と明言しており、身近な問題として考える必要がある。 そこで地域における心の健康づくりを推進する人材を育成し、相談しやすい体制の充実や相談窓口などの普及啓発を図る。
	NPOに期待される取組	・心の健康づくりボランティアの養成(地域住民の心の健康への気づきと見守りを促し、専門機関につないだり、相談を受けた時に相談相手として適切な対応を身につけていただく。) ・相談窓口の周知等を目的に相談機関の情報を一覧にしたパンフレットの作成 ※ 利根沼田地域の特性を踏まえた提案を希望
2	テ — マ名	里山再生のための竹林整備と竹材の有効活用
	事業実施所属	林業振興課(きのこ普及室) / NPO法人上州高山・竹倶楽部
	テーマ概要 (背景・課題)	手入れ不足の荒廃竹林が増加し、景観の悪化やスギ林への侵入拡大による森林の公益的機能の低下、農作物等への被害を引き起こす動物の生息場所の増大など、山間地住民の生活環境が悪化している。 美しい里山再生のため、地域住民自ら道路沿線などに生育する緊急に整備の必要な竹林をモデル林として整備し、併せて竹材の有効活用を図ることにより、手入れ不足の身近な竹林整備を推進する。
	NPOに期待される取組	・地域に存在する手入れ不足で荒廃した竹林を地域住民参加によるモデル林として整備(モデルとして地域の模範となるような竹林の選定・整備と終了後一定期間(3年間程度)の自主的な管理) ・モデル竹林整備で発生した竹材の有効活用方策の検討・実践(例:竹細工体験学習、竹炭づくり等)

## &lt;平成20年度&gt;

1	テ — マ名	コミュニケーションが困難な難病患者の意思伝達支援のためのマンパワー確保
	事業実施所属	伊勢崎保健福祉事務所(保健課) / パンボラ・サポート群馬
	テーマ概要 (背景・課題)	障害者福祉制度として、難病やその他の疾患のために音声による会話や筆談等によるコミュニケーションが困難な方に対し、パソコンを利用した意思伝達装置を身体障害者の補装具として支給している。 その装置には介護者呼び出し機能など様々な機能が付加されているが、それらの機能を使いこなせていない実態がある。また、これらの支援を担う人材が不足している。 そこでパソコン及び周辺機器の設定や操作について知識を持ち、難病患者への支援を行える人材を育成し、個々のニーズに合った継続的な支援を目指す。
	NPOに期待される取組	・支援者育成のための研修会開催(主に周辺機器設置等の技術及び操作方法について難病患者の状況に合わ

NPOに期待される取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>せて支援できるよう研修を実施)</li> <li>研修受講者による実地の意思伝達装置の設置及び操作方法の支援</li> <li>インターネットを使用した療養者の情報発信、情報収集の支援等</li> </ul>
2 テーマ名	子どもの安心な医療環境を守るための意識啓発
事業実施所属	医務課(医師確保対策室) / 特定非営利活動法人すずらん
テーマ概要(背景・課題)	<p>県では、県内を5つの地区に分け、重症の子どもが、休日や夜間でも病院の小児科で診察してもらえる体制を整えている。</p> <p>しかしながら、軽症でもすぐに病院に行く「コンビニ受診」と言われるような状況も見られ、このままでは病院勤務医が疲弊して医師不足が進行し、子どもの安心な医療環境が守れなくなる危険性がある。</p> <p>そこで、子育てサークル等を通じて「病院に行く前にできること」や「緊急を要する状況」等をPRL、県民の皆さんで共通認識を持てるような啓発を行う。</p>
NPOに期待される取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における子どもの安心な医療環境を維持するために、病院に勤務する小児科医の現状や県民ができること等を周知するような啓発活動用グッズの作成</li> <li>子どもの救急時の対応の仕方や救急受診が必要なケース、及び小児救急医療現場の置かれている状況等について、医師や病院関係者等を交えて気軽に話し合ってもらうための保護者の集いの開催等</li> </ul>

### <平成19年度>

1 テーマ名	団塊世代の人材活用による県民の情報活用能力の習得支援
事業実施所属	情報政策課 / 特定非営利活動法人 あいてい塾ぐんま
テーマ概要(背景・課題)	<p>様々な知識・経験等を持った多くの団塊世代の人達が退職を迎える時代となっている。</p> <p>こうした中、情報分野で専門的な知識・経験を有しながら一線から退く団塊世代の人たち、退職を機に新たに情報通信分野の知識習得に意欲を燃やす人たちに情報通信技術の指導者(インストラクター)としての資質を身につけてもらい、県民の情報活用能力の習得に活用する。</p>
NPOに期待される取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>団塊世代を対象とする情報通信技術に関する指導者(インストラクター)の養成(指導者資格の取得など)</li> <li>養成した人材を活用した一般の県民の方々を対象とするパソコン教室の開催</li> </ul>
2 テーマ名	児童・生徒、青少年を対象とした自然体験等による多文化共生のための交流事業
事業実施所属	新政策課 / 特定非営利活動法人 青少年体験活動研究所
テーマ概要(背景・課題)	<p>多文化共生に関する調査等では、次代を担う児童・生徒を中心とした交流事業が有効手段として提案されている。</p> <p>自然体験やスポーツ、集団生活などを通じて、日本人、外国人の同世代が参加し交流を行うことにより、保護者等も含めた今後の地域参加につなげるとともに、文化の違いを互いに知る機会を創出する。</p>
NPOに期待される取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本人と外国人の児童・生徒、青年を対象とした自然体験やスポーツ、集団生活等による交流事業の企画・運営</li> </ul>

### <平成18年度>

1 テーマ名	不就学の外国人児童生徒の支援について
事業実施所属	新政策課 / 特定非営利活動法人 多言語教育研究所
テーマ概要(背景・課題)	<p>外国人児童生徒に対する教育に関しては国の明確な指針が示されておらず、日本語能力の低さや公立学校において十分な指導の機会に恵まれないことから不登校になる児童生徒が存在する。また、公立学校、外国入学校等のいずれにも在学しない不就学児童生徒が外国人登録上は存在しているが、実態の把握ができていない。</p> <p>そこで、彼らの実態を把握し教育・学習機会意欲が生じるよう必要な支援を行うことにより、効果的な支援活動のマニュアル化を目指す。</p>
NPOに期待される取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>不就学外国人児童生徒の把握</li> <li>学習意欲の増進のためのプログラム立案</li> <li>学校等への復帰方策の検討</li> </ul>
2 テーマ名	電子会議室等を利用したコミュニティ形成に関する調査研究
事業実施所属	中部県民局政策室 / 特定非営利活動法人 桐生地域情報ネットワーク
テーマ概要(背景・課題)	<p>近年希薄になりつつある地域のコミュニティを活性化する手段、県民意見を県政に反映する場である県政懇談会、網の目トーク等を補完する手段として、電子会議室の活用を検討する。</p> <p>参加者の身元が明らかである「SNS(Social Networking Site)」を試験的に開設するなどして、住民同士で自由に交流してもらい信頼性の高いコミュニティを構築し、そのコミュニティの中で県政に関する意見・提案を出してもらうとともに、運営に当たっての課題等を整理し、本格運用に備えてノウハウの蓄積をする。</p>
NPOに期待される取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子会議室(地域SNS)の運営方針等の検討</li> <li>電子会議室(コミュニティ)の立ち上げと運営</li> <li>利用者の意見集約と分析</li> </ul>

**平成22年度  
NPO協働提案パイロット事業**

**企画提案募集要項**

平成22年4月

群馬県生活文化部NPO・ボランティア推進課

## 1 趣旨・目的

NPO（NPO法人又はボランティア団体等社会貢献活動を行う民間の非営利団体）による社会貢献活動が活発化し、行政では対応できない課題に対して大きな成果を上げてきており、NPOが新たな公の担い手として注目されつつあります。

こうした中、NPOと県が双方の特性を活かして協力・協調する企画提案型の協働事業をモデル的に実施することによって、県施策に「協働」の考え方・手順を浸透させるとともに、より効率的・効果的な質の高い公共サービスを提供し、県民主体の新しい社会の形成につなげていきたいと考えています。

単なる委託事業ではなく、NPOと県の双方が事業の実施を通じて、「協働」をモデル的に実践しようとするものです。

※ この事業は、「委託」という手法で行うものであり、団体の自主事業等に対して助成するものではありません。

## 2 対象事業

対象とする事業は、表1に掲げるテーマに関する事業であって、表2に掲げる項目のすべてに該当するものとします。各テーマに記載された「NPOに期待される取組」を盛り込んだ上で、さらに効果的で先進性のある企画をご提案ください。

表1

※各テーマにつき1件ずつの事業実施となります。

1	テ ー マ	子どもを中心にした地域ネットワークの再生
	事業実施所属	少子化対策・青少年課
	テーマ概要 (背景・課題)	少子化は我が国が直面する最も大きな問題の一つであり、本県でも現在5年で約1割のペースで出生数低下が進んでいる。 子どもは地域ネットワークの媒介に重要な役割を果たしているため、年少人口の減少は地域力の低下に与える影響（一体感の喪失、伝統文化の途絶、子育てに関わるインフラの喪失等）が大きい。 少子化対策としては、これまで実施してきた保育、ワークライフバランスの確保などの個人を対象とした施策とともに、地域力の維持・回復という視点から、地域の様々な人たちが子育てに関われる場を創出することが必要である。
	NPOに期待される取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・孤立しがちな子育て中の親子を地域とつなぐ場（相談や遊びの機能）の設置。</li> <li>・地域の高齢者など多様な人たちが子育てに関われるようにするための仕組みづくり。</li> <li>・取組内容に関する情報発信。</li> </ul>

2	テ ー マ	まちなか生活不便者へのサポート
	事業実施所属	健康福祉部
	テーマ概要 (背景・課題)	商業施設の郊外移転などにより中心市街地の空洞化が進み、そうした地域で暮らす高齢者、障害者などにとって買い物など日常生活に支障が出ている。 そうした日常生活について行政とNPOが協力して支援を行う。
	NPOに期待される取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携して支援（手助け）を必要とする住民へのサポート</li> </ul> ※介護保険が適用される人への介護サービスは除く。

表 2

- ① 公共性が高く、成果が地域社会に広く還元されることが期待できること。
- ② 先進性、創造性に富み、モデル性を有するものであること。
- ③ 事業提案者自らが受託者となるものであって、実施に当たり県との協働が図られ、相乗効果が期待できること。
- ④ 単年度で実施できる事業であること。
- ⑤ 他の制度による委託又は助成等を受けていない事業であること。

### 3 応募資格

事業提案者は、次に掲げる要件をすべて満たす団体とします。

- ① 特定非営利活動法人又はボランティア団体等社会貢献活動を行う民間の非営利団体（NPO）であること。
- ② 群馬県内に事務所を有し、群馬県内で活動している団体であること。
- ③ 組織の運営に関する規則（定款、会則等）があること。
- ④ 予算・決算を適正に行っていること（特定非営利活動法人にあっては、特定非営利活動促進法に定められた事業報告書等を所轄庁に提出していること。）。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- ⑥ 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

### 4 委託条件

#### (1) 委託期間

委託契約締結の日から平成23年2月28日（月）までの間で、事業に必要な期間とします。  
（※事業提案に当たっては、契約締結日は平成22年6月中と想定してください。）

#### (2) 委託金額等

委託金額は、一件につき70万円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とします。

委託料の支払いは、原則として事業終了後としますが、必要と認められる場合、その一部を概算払いすることがあります。

#### (3) 対象となる経費

対象となる経費は、事業の実施に直接必要となる経費（旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、諸謝金、保険料、事業実施のための人件費等）及び一般管理費（直接必要となる経費の15%を上限に算入可）となります。一般管理費を除き、今回提案していただく事業と直接関わりのない経費については対象となりません。

参加者を募集して行う事業であっても、参加者から参加費・受講料等を徴収することはできません。ただし、教材費や資料代など、参加者が負担することが適当と認められる実費については、徴収することは可能です。この場合は、対象となる経費とは区分して経理していただきます（一般管理費の算定に当たっては、実費を充当する経費は除外してください。）。

※一般管理費とは

業務に付随する事務職員の人件費、水道光熱費、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、広告宣伝費、研修費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費などを指します。



## 5 提出書類

事業提案に当たっては、次の書類を各1部作成し、提出してください（書類は、ホッチキス留めせずに、ダブルクリップなどでまとめてください。）

なお、提案に関し必要となる費用は、全て事業提案者の負担とします。また、提出された提案書等の書類は、理由のいかんにかかわらず、返却いたしません。

- ① NPO協働提案パイロット事業提案書（様式1）
- ② 事業計画書（様式2）
- ③ 提案者概要説明書（様式3）
- ④ 申告書（様式4）
- ⑤ 定款、会則又はこれらに類する書類
- ⑥ 直近1事業年度に係る事業報告書又はこれに類する書類
- ⑦ 直近1事業年度に係る収支計算書又はこれに類する書類
- ⑧ 役員の名簿

※ 活動歴が1年に満たないため、⑥・⑦を提出することができない団体については、団体立ち上げから現在までの活動内容及び予算概要等を記載した書類を提出してください。

「②事業計画書」及び「③提案者概要説明書」の記載に当たっては、各様式の「注」をよくお読みください。

## 6 募集期間

平成22年4月1日（木）から5月6日（木）まで（最終日午後5時30分までに必着のこと。）

## 7 応募方法

所定の提案書様式等に必要事項を記入のうえ、群馬県生活文化部NPO・ボランティア推進課まで、郵送又は持参してください。

※「12 提出先（問い合わせ先）」を参照してください。

## 8 審査方法

### (1) 審査の方法

実施事業の決定は、群馬県生活文化部NPO・ボランティア推進課長、学識経験者及びNPO関係者からなる「NPO協働提案パイロット事業等審査委員会」（以下「審査委員会」という。）による第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査）を経て行います。なお、審査に当たっては、事業実施所属から意見を聴取します。

### (2) 第1次審査

提出されたすべての事業について、審査委員会による書類審査を行います。第1次審査の結果については、すべての事業提案者に対して通知します。

### (3) 第2次審査

第1次審査を通過した事業について、事業提案者からのプレゼンテーション（公開）を行ったうえで審査（非公開）を行い、各テーマに係る実施事業を各1件決定します。

プレゼンテーションは、5月28日（金）午後開催する予定です（詳細は第1次審査通過事業提案者に対して改めて通知します。）。なお、プレゼンテーションでは、事業計画書の内容を記載した資料等を参加者に配布します。

また、第2次審査の結果については、すべての第1次審査通過事業提案者に対して通知します。

### (4) 審査基準

#### ①第1次審査

審査項目	審査に当たってのポイント
テーマ該当性	○事業実施テーマに即した事業内容であり、県の施策としてふさわしいものであるか
公共性	○成果が地域社会に広く還元されるものであるか
創造性	○事業内容に工夫が凝らされ、モデル性を有するものであるか
協働性	○役割分担が明確化され、事業をより効果的に行うことが期待できるか
実現性	○事業内容に具体性があり、計画どおりに実施が可能であるか
実効性	○提案団体は、当該事業を実施する上での専門的な知識や経験を有し、事業を遂行する能力・実施体制は十分か
経費の妥当性	○所要経費の積算が企画内容に対し妥当なものであるか

※上記の項目のうち「テーマ該当性」、「協働性」、「実現性」は重視項目です。

#### ②第2次審査

プレゼンテーションの状況や事業実施所属の意見等を踏まえて、上記基準（第1次審査基準）に照らし、総合的に審査します。

## 9 事業詳細協議

実施事業の決定後、当該実施事業の提案者（以下「実施事業提案者」といいます。）と県の事業実施所属との間で、事業内容の詳細を協議し、委託業務に係る仕様を確定することとなります。提案内容が基本となりますが、協議の結果、変更となることがありますので御承知おきください。

## 10 委託契約締結

事業詳細協議が調った段階で、実施事業提案者と県の事業実施所属との間で委託契約を締結します。なお、契約の締結に当たっては、実施事業提案者には、前記9の協議の調った事業の仕様等に基づいた見積書を県の事業実施所属あて提出していただきます。

## 11 成果の報告及び事業のふりかえり等

実施事業提案者は、事業実施後、事業について、県の事業実施所属あて成果報告書を提出するとともに、事業実施所属と相互にふりかえりを行うものとします。また、実施事業提案者は、事業実施所属とともに翌年度初頭に実施する事業報告会に出席していただきます。事業実施段階におけるふりかえり等にも御協力いただきます。

## 12 提出先（問い合わせ先）

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県生活文化部NPO・ボランティア推進課（県庁14階北フロア）

<担当：県民協働推進係>

[TEL] 027-226-2293

[FAX] 027-243-7706

[Eメール] npo@pref.gunma.jp

※ 説明会は特に開催しませんので、ご不明な点は群馬県生活文化部NPO・ボランティア推進課県民協働推進係にお問い合わせください。

なお、本要項「**2 対象事業**」のテーマの内容に関する問い合わせは次の事業実施所属にお願いいたします。

テーマ1「子どもを中心にした地域ネットワークの再生」に関する問い合わせ

群馬県少子化対策・青少年課

<担当：こども未来係>

[TEL] 027-226-2392

[FAX] 027-226-2100

[URL] <http://kodomo.pref.gunma.jp/>

テーマ2「まちなか生活不便者へのサポート」に関する問い合わせ

群馬県NPO・ボランティア推進課

<担当：県民協働推進係>

[TEL] 027-226-2293

[FAX] 027-243-7706

※ 本要項及び様式は、群馬県ホームページの本事業企画提案募集のページからダウンロードすることができます。

[http://www.pref.gunma.jp/cts/contents?CONTENTS\\_ID=76664](http://www.pref.gunma.jp/cts/contents?CONTENTS_ID=76664)

本事業全般についてはこちら

[http://www.pref.gunma.jp/cts/contents?CONTENTS\\_ID=63408](http://www.pref.gunma.jp/cts/contents?CONTENTS_ID=63408)





平成 18 年度採択事業  
「遊休人財活性化プロジェクト」



平成 18 年度採択事業  
新たなゴミ減量化（3R）  
システムの構築について

## 平成 22 年度

### NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）からの 協働事業提案 募集要項



平成 20 年度採択事業  
「盲導犬の入店・宿泊拒否を解消し、  
県内の観光事業者および三重県のイメージアップをはかる、  
行政および関連事業団体の協働事業」



平成 20 年度採択事業  
「百代郷・夢びと 山びと この指止まれ」

三重県生活・文化部

男女共同参画・NPO 室 NPO グループ

## 1. 目的

NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）からの協働事業提案は、NPOの皆さんから県に対して、協働して取り組む事業を提案していただくものです。

日頃のNPO活動を通じて見えてきた課題を解決するための事業を、企画の段階から県と対等な立場で話し合い、双方が持つ特色を生かした事業を構築していきます。

この制度は、NPOと県が協働するきっかけを提供し、モデル的な協働を実現させるとともに、「市民発」の提案を県の施策に反映させ、NPOとの連携・協働による県政を進めることを目指します。

## 2. 募集内容

### ●自由提案

NPOが自由にテーマを設定して事業を提案することができます。

### ●県テーマに対する提案

県がNPOと一緒に取り組みたいテーマをお示しします。テーマに応じた事業を提案してください。（テーマはお問合せください。）

\* 事業期間が複数年にまたがる提案も可能ですが、事業構築のための検討期間は平成22年度内を基本とします。検討の中で、「どの時期」に、「どのようなこと」に取り組むかを構築することになります。

## 3. 応募資格

応募することができるのは、以下の要件に該当する団体であることが必要です。

(1) 三重県内で、民間・非営利の活動を1年以上行っている団体であること。

（法人格の有無は問いません。）

(2) 活動分野は限定しませんが、宗教活動や政治活動を主たる目的とした活動ではないこと。

また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。

## 4. 応募方法

### ステップ1：意見交換の申込

提案を検討している内容について、県の担当室と意見交換を行います。

（意見交換に参加していない団体は、「ステップ2」で提案することができません。必ず参加してください。）

提出書類：意見交換参加申込書（様式第1号）

#### 申込期間

平成22年2月1日（月）～3月12日（金）

\* 提出された参加申込書をNPOグループで受け付け、意見交換の内容に関係する室を特定し、申込団体ごとに日程調整を行います。

### ステップ2：協働事業提案書の提出

関係室との意見交換をふまえて協働事業を提案する場合は、次の書類を提出してください。

提出書類：協働事業提案書（様式第2号）

関係資料

#### 提出期間

平成22年4月1日（木）

～4月28日（水）午後5時必着



## 5. 協働事業提案書提出後の進め方

### (1) 受付

提出された提案書は、NPOグループで受け付けて、提案に関係する室（以下「関係室」という。）へ回付します。関係室は、提案に対する意見書を作成します。

### (2) 資格審査・提案内容確認（平成22年5月19日）

「NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）からの協働事業提案運営委員会」（以下「運営委員会」という。）において、応募資格等について審査をします。

審査の結果、応募資格ありと認められた提案は、運営委員会において事業内容を確認し、提案者に質問したいことなどをまとめ、関係室の意見書と併せて提案者に送付します。

\*運営委員会の委員は、市民（公募）委員3名、学識経験者委員1名、行政職員委員3名の計7名で構成します。

### (3) 提案内容の修正（平成22年5月20日～6月中旬（別途指定する日））

運営委員会からの質問事項、関係室の意見書などをふまえて、提案内容を修正することができます。その際、必要に応じて、関係室と意見交換することもできます。

### (4) 公開プレゼンテーション（平成22年6月25日）

提案者が提案内容を説明する「公開プレゼンテーション」を行います。

プレゼンテーションの細目については、提案者にあらためて通知します。

### (5) 審査（平成22年6月25日）

運営委員会が、次の審査の視点に沿って別に定める審査基準に基づいて審査を行います。

なお、審査の結果、選定されなかった提案については、その結果と理由を提案者へ明示します。

審査項目	審査の視点（◎：特に重視する ○：重視する）	
①提案の目的の妥当性	・提案の目的は明確かつ妥当と認められること。 ・「新しい時代の公」(*)の考え方が提案に反映されていること。 ・NPOのミッションとの関連が適当と認められること。	◎
②提案の県との協働の 必要性・効果・役割分担	・NPO独自で行うことができません、県と協働で行う必要性が高い内容と認められること。 ・NPO若しくは県が単独で行うより高い効果が挙げられる可能性が認められること。 ・NPOと県の役割分担や公的関与の必要性が明確かつ妥当と認められること。	◎
③提案の緊急性・重要性	・提案の緊急性やその実施が重要と認められること。	○
④提案の先駆性・先見性	・提案内容にNPOの先駆性が活かされていると認められること。 ・課題の内容に先見性が認められること。	○
⑤提案の具体性	・提案の内容や実施方法は具体性が認められること。	◎
⑥提案の実現性（遂行能力）	・県の担当者と一緒に検討し、事業企画を練り上げ、事業を遂行する能力を有していると認められること。	◎
⑦予算計画の妥当性	・予算の収支(財源の検討を含む)が妥当であり、県が負担すべきと考えられる経費、民間が負担すべきと考えられる経費が整理されていると認められること。	○

※「新しい時代の公」とは、行政だけでなく、多様な主体の参画を前提として、公共の役割をとらえ直し、みんなで一緒に「公」を担っていくことで、住みよい地域社会をつくらうとするものです。

## 6. 選定後の進め方

### (1) オリエンテーション

選定された提案の関係者に対して、協働事業提案の全体スケジュールや進め方、県の予算等の仕組みや流れを共有するため、オリエンテーションを実施します。

### (2) 検討会の設置

提案者と関係室の担当職員で検討会を組織します。

事業の内容、目的、実施方法（時期・期間・役割分担）などについて公開で検討を重ね、具体的な企画を練り上げます。

また、事業に参加する意志のあるNPO等が公開の検討会へ参加することも可能です。さらに、検討の内容で市町の参加が望ましい場合は、担当者の積極的な参加を呼びかけます。

### (3) 検討会の運営

提案者の主体性を保つため、検討会の事務局運営業務（資料作成、議事進行、議事概要作成、情報公開など）を原則提案者に委託し、詳細は関係者で協議します。

### (4) 検討過程の公開

検討の内容は、透明性を図るため、議事概要を作成して議論のプロセスを公開します。

### (5) 事業の実施

検討会で事業構築された提案は、実施にあたっての提案者と県の役割分担を整理し、県側に予算措置が必要な場合は、予算を確保して事業を実施します。

### (6) 検討過程のふりかえり

検討過程の進め方について検証する「ふりかえり会議」を行います。また必要に応じて、中間期で検討経過の確認を行うことがあります。

### (7) 報告会

提案者は、検討の結果及び活動について、協働事業提案実践報告会で報告するものとします。

## ☆協働サポート委員☆

この事業をサポートする協働サポート委員を県で選任します。

協働サポート委員は、NPOと県関係室の話し合いをサポートするため、意見交換会や事業構築の検討会に必要なに応じて派遣します。

## 問い合わせ先・意見交換参加申込書、提案書の提出先

三重県 生活・文化部 男女共同参画・NPO室 NPOグループ  
〒514-0009 三重県津市羽所町700 アスト津  
電話 059-222-5981 FAX 059-222-5984  
E-mail seiknpo@pref.mie.jp  
ホームページ <http://www.pref.mie.jp/NPO/>



---

平成22年度

NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）と県の

**「協働ワークショップ」提案募集要項**

～地域課題の共有を目指して～

---



三重県生活・文化部

男女共同参画・NPO室 NPOグループ

## 1. 目的

NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）と県の「協働ワークショップ」とは、NPOの皆さんが日頃の活動の中で感じている地域の課題を、県と一緒に話し合い研究し、双方が課題に対する認識を深めて、それぞれの今後の活動に活かしていくための検討の場づくりをするものです。

この制度は、NPOと県が協働するきっかけを提供し、「市民発」の提案を県の施策に反映させ、NPOとの連携・協働による県政を進めることを目指しています。

## 2. 募集内容

NPOと県と一緒に話し合いをおこなう「協働ワークショップ」の検討テーマを募集します。

検討テーマは自由に設定することができますが、県と話し合いをおこなうことが適当と思われるものを提案してください。

（提案内容によっては、市町に「協働ワークショップ」への参加を求めることはできませんが、NPOと市町のみで話し合うことが適当なテーマは対象外です。）

## 3. 応募資格

応募することができるのは、以下の要件に該当する団体であることが必要です。

(1) 三重県内で、民間・非営利の活動を1年以上行っている団体であること。

（法人格の有無は問いません。）

(2) 活動分野は限定しませんが、宗教活動や政治活動を主たる目的とした活動ではないこと。

また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。

## 4. 応募方法

### ステップ1：提案書の提出

「協働ワークショップ」の検討テーマを提案する団体は、次の書類を提出してください。

#### 提出書類：

「協働ワークショップ」提案書（様式第1号）

添付資料

#### 提出期間

平成22年4月5日（月）

～5月28日（金）17:00必着

### ステップ2：意見交換の実施と提案書の見直し

提案を考えている内容について、県の担当室と意見交換を行います。（意見交換の日程は、個別に調整します。）

なお、意見交換を受けて、提案書を見直すことができます。

#### 見直した提案書の提出期限

平成22年6月11日（金）17:00必着

## 5. 意見交換実施後の進め方

### (1) 受付

提出された提案書は、NPOグループで受け付けて、提案に関係する室（以下「関係室」という。）へ回付します。関係室は、提案に対する意見書を作成します。

### (2) 運営委員会によるヒヤリング（平成22年6月25日）

ヒヤリングでは、提案者が、「NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）からの協働事業提案運営委員会」（以下「運営委員会」という。）に提案内容を説明し、県関係室による意見陳述、運営委員会からの質疑応答等を行います。

\*運営委員会の委員は、市民委員3名、学識経験者委員1名、行政職員委員3名の計7名で構成します。

### (3) 審査（平成22年6月25日）

運営委員会が、次の審査の視点に沿って別に定める審査基準に基づいて審査を行います。

なお、審査の結果、選定されなかった提案については、その結果と理由を提案者へ明示します。

審査項目	審査の視点
①提案の目的の妥当性	<ul style="list-style-type: none"><li>・提案の目的は明確かつ妥当と認められること。</li><li>・「新しい時代の公」の考え方が提案に反映されていること。</li><li>・NPOのミッションとの関連が妥当と認められること。</li></ul>
②提案の県との協働の必要性・効果	<ul style="list-style-type: none"><li>・NPO独自で行うことができず、県と協働で行う必要性が高い内容と認められること。</li><li>・NPO若しくは県が単独で行うより高い効果が挙げられる可能性が認められること。</li><li>・県の公的関与の必要性が明確かつ妥当と認められること。</li></ul>
③提案の重要性（緊急性・先駆性・先見性）	<ul style="list-style-type: none"><li>・提案の緊急性やその実施が重要と認められること。</li><li>・提案内容にNPOの先駆性が活かされていると認められること。</li><li>・課題の内容に先見性が認められること。</li></ul>

※「新しい時代の公」とは、行政だけでなく、多様な主体の参画を前提として、公共の役割をとらえ直し、みんなで一緒に「公」を担っていくことで、住みよい地域社会をつくらうとするものです。

## 6. 選定後の進め方

### (1) オリエンテーション

選定された提案の関係者に対して、協働ワークショップの全体スケジュールや進め方を共有するため、オリエンテーションを実施します。

### (2) 協働ワークショップの設置

「協働ワークショップ」の開催は、3回程度とし、公開で行います。

また、「協働ワークショップ」は、提案者と関係室の担当職員の他、参加する意志のある他のNPO等が参加することも可能です。さらに、「協働ワークショップ」の内容で市町の参加が望ましい場合は、担当者の積極的な参加を呼びかけます。「協働ワークショップ」の進め方やメンバー構成などは、提案者と関係室で話し合って決定します。

### (3) 検討過程の公開

検討の内容は、透明性を図るため、議事概要を作成して話し合いのプロセスを公開します。

### (4) 検討過程のふりかえり

検討過程の進め方について検証する「ふりかえり会議」を行います。また必要に応じて、中間期で検討経過の確認を行うことがあります。

### (5) 報告会

提案者は、検討の結果及び活動について、報告会で報告するものとします。

### ☆協働サポート委員☆

この事業をサポートしていただく協働サポート委員を県で選任します。

協働サポート委員は、NPOと県関係室の話し合いをサポートするため、意見交換会や協働ワークショップに必要なに応じて派遣します。

## 7. 問い合わせ先・協働ワークショップ提案書の提出先

三重県 生活・文化部 男女共同参画・NPO室 NPOグループ

〒514-0009 三重県津市羽所町700 アスト津

電話 059-222-5981 FAX 059-222-5984

E-mail seiknpo@pref.mie.jp

ホームページ <http://www.pref.mie.jp/NPO/>

「NPO(ボランティア団体及び市民活動団体等)からの協働事業等提案」  
(平成15年度～平成22年度実績)

三重県 生活・文化部 男女共同参画・NPO室 NPOグループ

年度	提案名称	提案団体	県の関係機関	テーマ区分	結果
H15 提案数 (13)	1 高校年齢の不登校生に対する学習支援	特定非営利活動法人 三重にフリースクールを作る会	生徒指導・健康教育チーム	自由	選定
	2 行政と民間(NPO)協働でつくる「子どものこころを受け止める24時間フリーダイヤル相談電話」設立に向けての段階的アプローチ	特定非営利活動法人 MIEチャイルドラインセンター	こども家庭チーム、生徒指導・健康教育チーム、青少年育成チーム	自由	選定
	3 伊勢湾の浄化は小型船舶のトイレタンク設置	NPO法人 三重県トイレ協会	社会教育推進チーム、水産物供給チーム、港湾・海岸チーム	庁内テーマ	選定
H16 提案数 (10)	1 三重県発・共生社会基盤づくり事業	財団法人 三重県韓国人教育会	情報企画室(意見提出)、e-デモ推進P、青少年育成室、国際室、人権・同和室、人権センター	自由	選定
	2 「パートナーシップ宣言-実践編」づくりと「パートナーシップ契約」を協働の現場で結ぶようになるための行動計画づくり	みえ市民活動ネットワークパートナーシップ宣言-実践編プロジェクト	企画開発室、NPO室	自由	選定
H17 提案数 (5)	1 県営住宅に入居する外国人の方に対する生活ガイダンス事業	特定非営利活動法人 愛伝舎	住宅室、国際室	自由	選定
	2 県営住宅の外国人入居者への管理事業	特定非営利活動法人 愛伝舎	住宅室、国際室	庁内テーマ	選定
	3 災害時における難病患者の行動・支援マニュアルの作成及び啓発	災害時の難病患者支援プロジェクト	薬務食品室、健康福祉総務室、健康づくり室、防災危機管理局、NPO室	自由	選定
H18 提案数 (7)	1 若年無業者を生まないための高校年齢の不登校生、高校中途退学者、無就学者支援ネットワーク事業	特定非営利活動法人 チャレンジスクール三重	高校教育室、こころの健康センター、勤労・雇用支援室	自由	選定
	2 遊休人材財性化プロジェクト	NPO寺子屋プロジェクト	勤労・雇用支援室	庁内テーマ	選定
	3 新たなごみ減量化(3R)システムの構築について	特定非営利活動法人 みどりの家	ごみゼロ推進室	庁内テーマ	選定
H19 事業 提案数 (2) 研究 提案数 (4)	1 新たな広聴の仕組み実践・提案プロジェクト	特定非営利活動法人 いせコンビニネット	企画室、広聴広報室	自由	選定
	2 いつでもだれでも学び再チャレンジ事業の研究	特定非営利活動法人 チャレンジスクール三重	生涯学習室	自由	条件付選定
	3 三重県の中間支援センターの目指すべきあり方の研究	特定非営利活動法人 いせコンビニネット	NPO室	自由	選定
H20 事業 提案数 (5) 研究 提案数 (3)	1 盲導犬の入店・宿泊拒否を解消し、県内の観光事業および三重県のイメージアップをはかる、行政および関連業者団体との共同事業	特定非営利活動法人 三重補助犬普及協会	健康福祉総務室、社会福祉室、観光・交流室	自由	選定
	2 県と市町及びNPOとの協働による市民(子どもを含むすべての市民) 参画型子どもの権利条例づくりを通じた子どもにやさしいまちづくり推進事業	「チャイルドライン24」実施組織	こども未来室	自由	選定
	3 地域の子育て文化創造力を活用した要支援家庭の子育て応援事業を通じた子ども支援の地域づくり事業	特定非営利活動法人 三重県子どもNPOサポートセンター	こども家庭室、児童相談センター家庭自立支援室	自由	選定
	4 百代郷 夢ひと 山びと この指とまれ	特定非営利活動法人 海虹路	自然環境室	庁内テーマ	選定
	5 松名瀬海浜生態系再生計画&コミュニティビジネス計画	松名瀬海浜生態系再生プロジェクトチーム	自然環境室、商工振興室、維持管理室	自由	条件付選定
	6 日本(三重)の文化に即した中高生のための「デートDVプログラム」の開発	女性とこどものヘルプライン・MIE	こども家庭室、高校教育室、小中学校教育室、生徒指導・健康教育室	自由	条件付選定
H21 事業 提案数 (1) 研究 提案数 (1)	1 採択なし				
	1 「デートDV被害者への支援体制づくり」に向けての協働研究	女性とこどものヘルプライン・MIE	こども家庭室、生徒指導・健康教育室、男女共同参画・NPO室	自由	条件付選定
H22 事業 提案数 (5) 協働 ワーク ショップ 提案数 (5)	1 採択なし				
	1 STOP! 子どもへの暴力	CAPみえ	こども未来室 人権・同和室 教育委員会 人権教育特命監	自由	選定
	2 お買い物サポートのサポート～誰もがユニバーサルサービスを実行できるシステムづくり～	UDほっとねっと四日市	健康福祉総務室 障害福祉室 商工振興室	自由	選定

平成15・16年度(試行)、平成17年度～平成22年度(事業実施)

平成19年度から課題共有を進める「研究提案(平成22年度から協働ワークショップに名称変更)」を実施

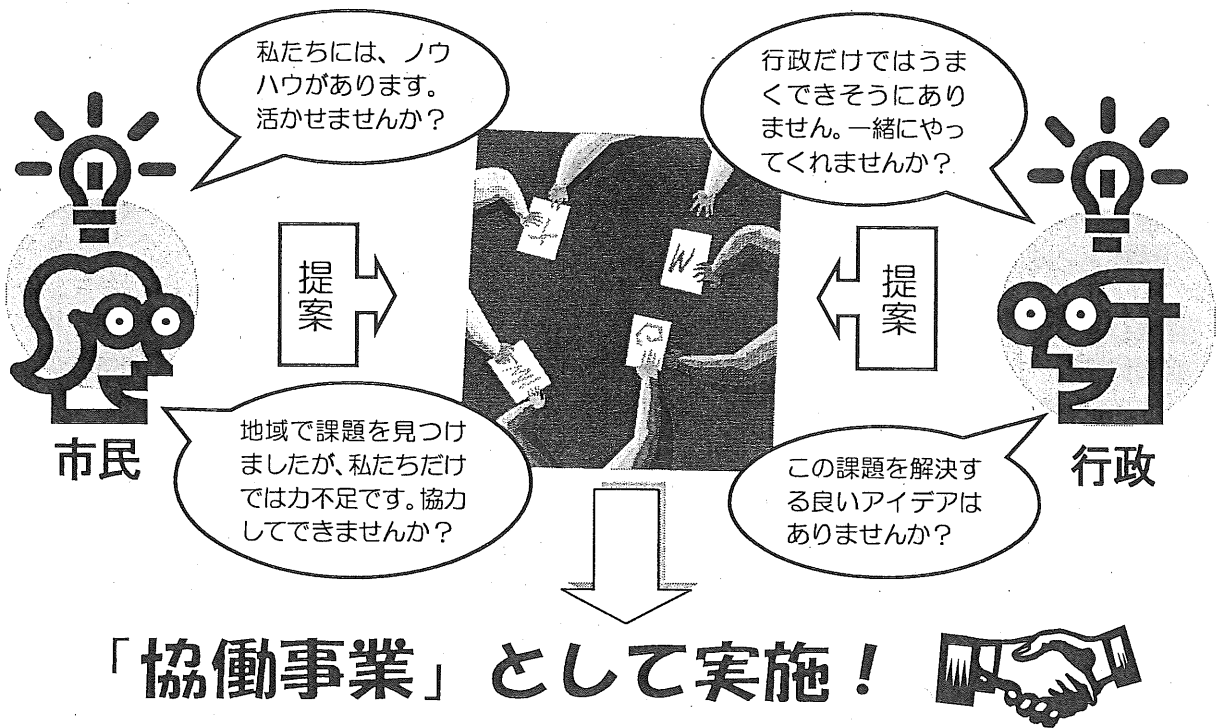
提案数61(うち選定23)

提案団体53(うち選定21)



# きょうどういちば 協働市場

『市民活動協働市場（きょうどういちば）』は、協働事業について市民活動団体と市が相互に提案し合い、協働事業を創出する場を設けることによって、社会的な課題のより効果的な解決を目指します。



《詳しくは、裏面をご覧ください》

事業提案のご相談・お問い合わせ

静岡市生活文化局市民生活部市民生活課 〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1 静岡市役所15階  
TEL: 054-221-1265 Email: seikatsu@city.shizuoka.jp URL: <http://www.city.shizuoka.jp/>

# きょうどう いちば 静岡市市民活動協働市場 [市民活動団体提案] の概要

**募集事業** 分野を問わず社会的課題の解決を目的として市民活動団体と市が協働で行なう事業に関する提案で、提案団体が実施可能な提案を募集します。

※ 特定の個人・提案団体のみが利益を受ける事業や政治、宗教、営利を目的とする事業に関する提案など、ご応募いただけない場合があります。

**応募資格** NPO法人、ボランティア団体（会員10人以上など条件があります）

**審査** 直接関係する分野の担当課が主となり、市が審査します。

**手続き** 応募手続きや提出書類など詳細につきましては、市ホームページを閲覧、又は市民生活課までお問合せください。

**注意事項** 採用された協働事業が委託などの方式で行なわれる場合は、協働パートナーの選定時に公募等の手続きを経る必要があり、提案の採用が、即、提案団体を協働パートナーとして選定するというにならないことがありますのでご注意ください。

## 「市民活動協働市場」と「協働パイロット事業」の違い

- ☑ 協働パイロット事業では、あらかじめ決められた事業額と事業数の範囲内で募集・審査し、より優れた事業を採用して実施します。協働市場では、予算が必要な事業は原則として次年度での予算化に向けて審査・採用します。
- ☑ 協働パイロット事業では、あらかじめ決められた募集期間しか応募することができません。協働市場では、いつでも応募することができますが、新たな予算を伴う場合は、遅くとも8月頃までには応募しないと次年度の予算化に間に合いません。
- ☑ 協働パイロット事業では、年度内に完了する事業しか応募することが出来ません。協働市場では、複数年度にまたがる事業も応募することができます。
- ☑ 協働パイロット事業では、委託などの協働の形式があらかじめ決められていますが、協働市場では、協働の形式も提案することができます。

手続き、企画書づくりに  
ついては、市民生活課に  
気軽にご相談ください。

### 事業提案のご相談・お問い合わせ

静岡市生活文化局市民生活部市民生活課

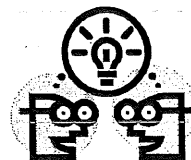
〒420-8602

静岡市葵区追手町5-1 静岡市役所15階

TEL : 054-221-1265

Email : seikatsu@city.shizuoka.jp

URL : <http://www.city.shizuoka.jp/>





## 静岡市市民活動協働市場要綱

### (設置)

第1条 静岡市は、静岡市市民活動の促進に関する条例（平成19年静岡市条例第13号。以下「市民活動条例」という。）第7条第1項に既定する協働事業の創出のための市民活動団体及び市が協働事業について相互に提案を行うための仕組みとして、協働事業について取引を行う静岡市市民活動協働市場（以下「協働市場」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動 市民活動条例第2条第2項に規定するものをいう。
- (2) 市民活動団体 市民活動を行う団体であつて、次に掲げるものをいう。
  - ア 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
  - イ 営利を目的としない団体であつて、次の要件のすべてを満たすもの
    - (ア) 10人（第4条第2号の規定に該当する取引に関し、市長が必要があると認める場合には、市長が適当と認める人数）以上の構成員により組織されていること。
    - (イ) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号の要件を満たすこと。
    - (ウ) 定款、会則等により団体の運営に関する基本的事項が団体の総意で定められていること。
    - (エ) 定期的に予算を調製し、及び決算を行っていること。
    - (オ) 活動内容及び会計に関する情報が公開されていること。
- (3) 協働事業 市民活動団体及び市が、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合つて行う事業をいう。
- (4) 取引 市民活動団体が市が実施すべき協働事業について提案を行い、又は市が実施しようとする協働事業について募集又は提案を行うことをいう。

（市民自治によるまちづくりの理念の尊重）

第3条 市長は、協働市場の運営を静岡市自治基本条例（平成17年静岡市条例第1号）、市民活動条例その他の協働事業に係る規程に定める市民自治によるまちづくりの理念を尊重して行うものとする。

### (対象となる取引)

第4条 協働市場の対象となる取引は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民活動団体が市に対して行う協働事業に係る提案であつて、次のアからカまでのいず

れにも該当しないもの

ア 特定の個人又は提案団体のみが利益を受ける事業に係るもの

イ 学術的な研究事業に関するもの

ウ 交流事業等の、単に親睦を深めることのみを目的とする事業又は飲食等に限定した事業に関するもの

エ 政治、宗教又は営利を目的とする事業に関するもの

オ 公序良俗に反するもの

カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が不相当であると認めるもの

(2) 市が市民活動団体に対して行う募集又は提案であって、次のいずれかに該当するもの

ア 市が補助金等を交付して行う事業

イ 市が委託して行う事業であって、その性質又は目的が競争入札に適しないもの

ウ 市が共同し、又は協力して行う事業

エ アからウまでに掲げる事業のほか、市長が適当であると認める事業

(情報の公表)

第5条 協働市場における取引に係る情報(提案者に属する情報を含む。)は、公表するものとする。

2 前項に規定する公表は、生活文化局市民生活部市民生活課における掲示、ホームページへの掲示、広報紙への掲載その他の市長が適当と認める方法により行う。

(市民活動団体による取引の提案)

第6条 市民活動団体は、協働市場において提案しようとする市民活動団体提案に関する企画提案書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 市民活動団体提案の概要(様式第2号)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 前項に規定する提出書類の提出部数は、提案の内容に応じてその都度市長が定める部数とする。

(市民活動団体が行う提案に対する措置)

第7条 市長は、前条第1項の規定による提案があったときは、これを審査し、適当であると認めるときは、当該提案の情報を協働市場において公表するとともに、当該提案の内容に関連する課等を所管課として定めるものとする。

2 前項の規定により所管課とされた課は、当該提案の採否を検討し、その検討の結果を市民活動団体提案に対する結果通知書(様式第3号)により、提案を行った当該市民活動団体

に通知するものとする。

3 市長は、市民活動団体からの提案並びにその検討の結果及び理由等を公表する。

(促進会議の意見の聴取)

第8条 市長は、市民活動団体の提案に係る協働事業の実施及び公表に当たっては、静岡市市民活動促進会議設置要綱(平成19年9月1日施行)に規定する静岡市市民活動協働促進会議(以下「促進会議」という。)の意見を聴くものとする。

(市が行う募集又は提案)

第9条 市が市民活動団体に対して募集又は提案を行うときは、市民活動団体に対する募集・提案の概要書(様式第4号)を作成し、当該内容を公表するものとする。

2 市長は、前項の規定による募集又は提案に当たり、必要があると認めるときは、促進会議に意見を求めるものとする。

3 市長は、第1項の規定による募集又は提案を実施した結果、協働事業の実施を決定したときは、これを公表する。

(協働事業の実施)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協働市場における取引に基づき行う協働事業は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、静岡市契約規則(平成15年静岡市規則第47号)その他契約等に関連する法令及び市の要綱等に定めるところにより契約等を締結して行うものとする。

(庶務)

第11条 協働市場の庶務は、生活文化局市民生活部市民生活課において処理する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協働市場について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

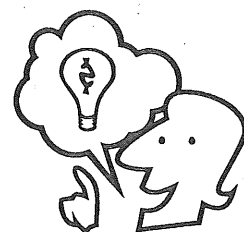
協働市場への提案状況

H22.10 市民生活課

年度/ 提案数	事業名/団体名	内容	採否
H22/ 1件	『循環型ローインパクト社会をめざす廃食用油BDF化と家庭ごみ削減事業』 静岡市地球温暖化対策地域協議会 [10/9/6 提案]	資源ごみ特に紙類の分別のPRをしながら、家庭から排出される廃食用油を回収する。並行して、循環型ローインパクト社会に向けた講演会等の啓発活動を行う。	審査中
H21/ 0件			
H20/ 2件	『廃食用油回収BDF変換事業“CHANGE”運動』 NPO法人日本メイン美風協会 [08/7/18 提案]	清水区の各家庭から排出される廃食用油を、ビン・カンの回収に合わせて回収し、BDF（バイオディーゼル燃料）に変換し、県トラック協会等に販売する。	不採用
	『放課後児童クラブ健全創造サポート事業』 NPO法人日本メイン美風協会 [08/8/14 提案]	清水区の放課後児童クラブ及びその運営を行う青少年健全育成推進委員会に対して、専門的な助言や人材紹介などのサポートを行い、クラブの向上を目指す。	不採用
H19/ 1件	『協働による清流保全事業』 清流の都創造課	公募による清流保全事業の企画・実施団体の募集（50万円以内）	実施
H18/ 1件	『広報しずおか「静岡こども気分」07号』 静岡県演劇協会 [06/11/22 提案]	NPOが主催する子供向け事業を特集した広報紙を作成し、学校を通じて、市内全小中学生に配布する。	不採用
H17/ 5件	『美しい里山づくりプロジェクト』 NPO法人NPO東海 [05/7/28 提案]	中央卸売市場東側斜面の放任竹林を整備し、散策路などを設けて、市民が憩う美しい里山として保全する。景観の向上や地すべり等の災害防止などにも資する。	不採用
	『管理運営の業務支援プロジェクト』 NPO法人NPO東海 [05/7/28 提案]	藁科都市山村交流センターの管理運営に参画し、開館時間延長や竹装飾などによる維持管理支援を行なう。	不採用
	『大正ロマンin坐漁荘』 NPO法人特定非営利活動法人AYUドリーム [05/8/11 提案]	東海道ゆっくりウォークに合わせて、興津坐漁荘で西園寺公望公が好んだアイスクリームやカステラの再現や地場産品の販売などを行なう。	採用
	『労働相談 トータルサポート事業』 NPO法人人財フォーラム [05/11/10 提案]	現在、勤労者の悩みとして、法律的な「労働相談」、心の悩みの「メンタルヘルス相談」、再就職・転職などの「就職相談」については市が別個に実施しているが、相互に関連する機会が多いので窓口を一つにして総合的に行なう。	採用
	『ネット安全教室』 NPO法人e-Lunch [06/2/17 提案]	インターネット絡みのトラブルや犯罪から子どもたちを守るために、小学校5～6生向けのネット安全教室を行なう。	採用

# 平成22年度 協働パイロット 事業募集!

静岡市は、市と市民活動団体との協働を進めるために、「協働パイロット事業」を募集します。「パイロット」とは、試験的に行うもの、先行するものという意味で、新しいアイデアによる事業やこれからの協働事業のモデルとなるような事業の応募を期待しています。



## 市と協働して、社会的課題の解決に取り組んでみませんか?

### 募集内容

テーマ：分野を問わず、社会的課題の解決のための事業

募集事業数：4事業

1事業あたり事業額（委託金額）：25万円以内（消費税込）

事業期間：平成22年7月～平成23年3月

※詳しくは市ホームページ内 協働パイロット事業募集要項をご確認ください

### 応募方法

応募資格：NPO法人・ボランティア団体

募集期間：5月10日(月)～6月2日(水)

審査・選定：書類審査と面接

募集件数は  
4事業!

事業実施期間は  
7月から3月まで!

公開ではなく、  
面接での審査  
です!

お問い合わせは・・・

生活文化局市民生活部市民生活課

静岡市の市民活動

検索

URL <http://www.city.shizuoka.jp/deps/simin/npoindex.html>

※詳しくは裏面を参照してください。

## 平成 22 年度 協働パイロット事業の概要

1 目的	市と市民活動団体との協働を進めるために、その試行的な事業としてパイロット事業を募集します。
2 事業実施期間	平成 22 年 7 月中旬～平成 23 年 3 月末（募集期間：5 月 10 日～6 月 2 日） ※平成 23 年 3 月末までに報告書を提出すること。
3 募集内容	(1)募集事業数：4 事業 (2) 1 事業当たり事業額（委託金額）：25 万円以内（消費税込） (3)テ ー マ：分野を問わず、社会的課題の解決のための事業
4 応募資格	静岡市内に事務所のある団体で特定非営利活動法人及び市民活動を行なっている非営利の団体。法人格の有無は問わないが、10 名以上で構成し、団体規約等を備え、事業や経理を適正に行なうことができる等の条件を満たす団体とする。
5 評価の視点	事業の目的や内容が広く市民に理解されると認められる企画提案であって、次のような視点により高い評価を受けた企画提案を行った団体を選定するものとする。 ① 市民ニーズや社会的課題の解決に資する事業 ② 協働にふさわしい事業 ③ 先駆性、創造性が認められる事業 ④ 実行性が認められる事業 ⑤ 予算の見積もりが適正な事業 ⑥ その他、市民活動の特性を生かせる事業
6 審査方法	書類審査及び面接審査 ※市民活動促進協議会委員及び行政担当者が審査します。
7 その他	多様な視点で検討することによって事業をよりよいものにするために、静岡市市民活動促進協議会委員から助言を受ける機会を設けます。
8 申込・問合せ	詳しくは、市ホームページ内 協働パイロット事業募集要項をご確認ください。 生活文化局市民生活部市民生活課 〒420-8602 静岡市葵区追手町 5-1 静岡市役所 15 階 TEL 054-221-1265 Email seikatsu@city.shizuoka.lg.jp URL <a href="http://www.city.shizuoka.jp/deps/simin/npoinde.html">http://www.city.shizuoka.jp/deps/simin/npoinde.html</a>

協働パイロット事業 採用事業一覧

H22.10 市民生活課

年度/ 提案数	事業名/団体名	内容
H22 6件	『生まれる前からの子育て』 しずおか子育てフェスタ (契約時:一般社団法人子ども教育環境推進機構 DREAM KIDS)	産前の夫婦を対象にした、産前からの子育てしやすき環境づくりの講演会
	『住んでよし・訪れてよしの玉川にしよう』 玉川学区健全育成会	育成会を中心に、地元住民・NPO・学校の協働による、玉川地区に中心市街地から人を呼び込むツアー
	『家庭ゴミ減量から始まるSTOP温暖化』 STCCA・地球温暖化防止を考える会	ごみの仮想有料化とごみ減量標語の募集による、家庭ごみの減量化
H21 10件	【課題部門:市民主体の景観づくり】 該当なし	
	【自由部門】 『住民の活気あふれる中山間地の創造』 NPO法人(特)開発教育FUNCLUB	中山間地の住民が、地域の特性・資源を活かし、自発的にまちづくりに取り組むことを促進するワークショップ
	『新しい未来社会を築く子どもたちのために～学校・地域教育のサポート』 NPO法人(認証申請中)教育活動支援の会	学校における学習活動の補助的な支援及び地域における教育相談
	『台所から始まるストップ温暖化Ⅱ～静岡市における廃食油回収・BDF 化仕組みのモデル作り事業』 静岡市地球温暖化対策地域協議会	家庭の廃食油をスーパー及び地域拠点で回収しBDF 化を行う仕組みのモデル事業
	『日本平動物園 新・猛獣館オープン告知事業』 日本平動物園ガイドボランティア	日本平動物園の新猛獣館開館告知のための小動物とのふれあい体験やボランティア紹介等のイベント
H20 12件	【課題部門:NPOと自治会・町内会等の連携によるまちづくり】 『東海地震と戦う町づくり』 NPO法人災害・医療・町づくり	特殊メイクによる臨場感のある救護所運営訓練及びその報告会
	『清流の都創成に向けた下山田川(興津川支川)浄化事業』 NPO法人海辺を考える しおさい21	下山田川の水質観測、浄化方法の検討及び浄化方法の試行
	『自然が蘇る海辺、次代に残そう美しい静岡海岸』 静岡・海辺づくりの会	静岡海岸の観察会、自然パンフレット作成等による啓発及び環境保全
	【自由部門】 『安全・安心・住み心地のいい地域づくり』 NPO法人静岡県防犯アドバイザー協会	中学生による防犯サークル活動の支援

H19 2件	【課題部門】 設定なし	
	【自由部門】 『災害時等に備えたNPOプラスNPO推進事業業務』 NPO法人清水ネット	災害時に備えた、NPOやボランティア等のネットワーク化のきっかけづくりを目的とした市民フォーラム。
	『中小企業で働く人々への出前講座「始めてみよう！ 団塊世代の生活設計」業務』 ライフコーディネート静岡	中小企業の事業主及び働く人々に対する、定年退職を迎える人々の生活設計に関する出前講座とそのニーズ調査。
H18 10件	【課題部門：外国人住民の地域社会参加の仕組みづくり】 該当なし	
	【自由部門】 『こどもをインターネット・トラブルから守る～インターネットのルールとマナーをすべての小学四年生に』 パソコンわかばくらぶ	IT系NPO関係者による、研究会・研究授業の実施及び学習プログラム・教材の研究、開発。
H17 14件	【課題部門：市民の自発的・継続的な健康づくり活動支援】 『タバコ喫煙の低年齢化を防止するための「小中学生向け喫煙防止講演活動」』 タバコと健康の会・静岡	腹話術人形や画像、体験プログラムを使用した小中学生向け講演及び教員や青少年育成団体等を対象とした啓発活動。
	【自由部門】 『森林と川体験ワークショップ』 みどり情報局静岡(S-GIT)	小学生(3～6年生)を対象にした、山の仕事や生活、川遊びなど体験を通じた学びの場としてのワークショップ。
H16 8件	【課題部門：市民活動啓発事業】 『「市民都市・静岡市」づくりを目指す、いきいき市民活動講座』 ライフコーディネート静岡	中高年を主とした一般市民等を対象とした講座・交流会。
	【自由部門】 『竹害に悩む放置竹林対策』 NPO法人しずおか環境教育研究会	放置竹林対策にかかる3種の実証実験(「伐採した竹の破砕・堆肥化実験」「ボランティア養成講座」「皆伐による景観改善実験」)。